

古田史学の会・東海

東海の古代

第95号 平成20(2008)7月

会長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

前号に引き続いて、加藤勝美氏の「古代史の再検討—絶対年度の復元—」を掲載します。

目次

- 1 はじめに
- 2 不可思議な記紀の記述
- 3 記紀に記された年齢
- 4 暦法の開始
- 5 在位年数の問題
- 6 実年代の復元
- 7 稻荷山鉄剣銘（検証その1の準備）
- 8 江田船山鉄剣銘（検証その1の準備）
- 9 倭の五王をめぐる
- 10 武王について（検証その2の準備）
- 11 五王の検証（第2の検証）
- 12 天皇と五王の対応

古代史の再検討(5)

—絶対年代の復元—

名古屋市 加藤勝美

13 日本の天皇、皇太子、皇子皆死去

『日本書紀』の継体紀に不思議な記述がある。次のような意味の記事である。

二十五年春二月、天皇崩御。

ある書には二十八年(甲寅年・534年)崩御とあるが、『百濟本記』には「二十五年(辛亥年・531年)三月、日本の天皇、皇太子、皇子皆死去」とあるので、『百濟本記』に従って二十五年とした。いずれが正しいか後世の人の探求に委

ねたい。

これについて、岩波文庫の『日本書紀(三)』(坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注)も補注を設けて、「日本の天皇、皇太子、皇子皆死去」を取り上げ、「奇怪な記事」としている。奇怪なわけである。継体紀のどこを探しても、「日本の天皇、皇太子、皇子皆死去」の事実はない。それどころかその気配すら見あたらない。前掲した第3表「古代天皇の実質世代数」によってすぐに確認できるように、「皇太子、皇子皆死去」どころか、継体天皇の御子たちは次々に皇位についているのである。継体は二十六代目の天皇だが、それを継いだ二十七代安閑天皇、二十八代宣化天皇、二十九代欽明天皇は、すべて継体天皇の御子たちである。岩波文庫の「日本書紀(三)」が「奇怪な記事」とあきれて記すのも無理はないのである。

念のために、継体紀該当部分の原文を示せば次のとおりである。

廿五年春二月、天皇病甚。

○丁未、天皇崩于磐余玉穗宮。時年八十二。

○冬十一月丙申朔庚子、葬于藍野陵。

〔或本云、天皇廿八年歲次甲寅崩。而此云廿五年歲次辛亥崩者、取百濟本記爲文。其文云、太歲辛亥三月、軍進至于安羅、營乞弋城。是月、高麗弑其王安。又聞、日本天皇及太子皇子俱崩薨。由此而言、辛亥之歲、當廿五年矣。後勘校者、知之也。〕

※ [] 内は細字 (『日本書紀』継体紀)

この注記からもうかがわれるように、『日本書紀』の執筆者たちが記事を造作しようとした形跡は全くない。逆に、馬鹿正直なくらい、正直に記している。ある本（おそらく朝廷内部の史料）では、継体天皇は甲寅年（534年）死去とあるが、『百済本記』には辛亥年（531年）死去とあるので、迷ったけれども『百済本記』の記述に従ったとわざわざ正直に注記しているのである。

世に『日本書紀』の造作性を強調する識者が少なくない。が、造作しようとする者が判断の迷いを暴露し、「いずれが正しいか後世の人の探求に委ねたい」とわざわざ注記するだろうか。

継体朝に「日本の天皇、皇太子、皇子皆死去」という事件など全く起こっていないことなど、継体紀の執筆者本人が一番知悉していた筈。それなのに、『百済本記』の記事をわざわざ紹介し、疑義の解明は後世の人の手に委ねたい、と注記している。執筆者は『百済本記』を不審に思っている様子はなく、それどころか、『百済本記』にしたがって継体天皇の崩御年を531年としているのである。

さて、私たちは、「日本の天皇、皇太子、皇子皆死去」と記されている『百済本記』の記事をどう考えたらいいのであろう。本当に奇怪な事柄なのだろうか。一見奇怪に見えるだけであって、本当は何らかの史実を反映しているのではなかろうか、という疑問も生じる。

『百済本記』は朝鮮半島側の王朝史である。日本はいわば海外諸国の一つでしかない。勘違いでもしていない限り、わざわざありもしない事件を付加して記す必要はどこにもない。「日本の天皇、皇太子、皇子皆死去」という記事は客観的な事実を記しているだけで、それ自体全く主観や評価の入り込む余地がない。

この記事は『百済本記』の執筆者の錯誤だろうか？。むろん、錯誤の可能性はある。神ならぬ身の人間が執筆するのであるから、錯誤は常について回るからである。けれども、錯誤の可能性を秘めているのは、ひとり『百済本記』に限らない。『漢書』、『後漢書』、『三国志』といった中国側の史書類をはじめ、『古事記』、『日本書紀』など一切の文献類が錯誤の可能性を秘めている。したがって錯誤を理由に持ち出せばいかなる説も可能となる。「日本の天皇、皇太

子、皇子皆死去」といった事実などなく、それは『百済本記』の執筆者の錯誤だろう、と切り捨ててしまえるからである。これでは何ら問題の解決にならない。「錯誤だろう」といって切り捨てる判断（ないし解釈）を行った、当の論者の主張だけが残り、その判断の良否をなんびとも確認できなくなる。すなわち、謎は謎のまま放置されてしまうのである。

なにはさておき、私たちは『百済本記』の記事を先ず信用してみることはじめなければならない。錯誤か否かは検討が終わってから後の判断としなければならない。

14 「皆死去」の事実（検証3の準備）

先ず想定しなければならないことは、『百済本記』は実年代で記されていたに相違ないことである。

允恭紀から雄略「日本の天皇、皇太子、皇子皆死去」という『百済本記』の記述は当然のことながら六世紀にそういった事実があったことを実年代で記しているのである。百済は朝鮮半島、すなわち大陸側に存在した王朝で、当時中国の暦法が伝わり採用されていた。

他方、六世紀といえば我国は独自の二倍年暦に依存していた時代である。元嘉暦が開始されるのはすでに紹介したように、早くても100年以上も後の推古朝。『日本書紀』によればさらに時代が下った持統朝のことだ。

さて、『日本書紀』（継体紀）の執筆者は『百済本記』の干支を引用し、「日本の天皇、皇太子、皇子皆死去」は辛亥年（531年）の記事に充てている。

ここで厄介なのは「継体紀」の執筆者のその判断が適切か否かという問題がある。

『日本書紀』の著者たちは、二倍以上に引き延ばされた年代をさながら実年代として扱おうとしている。

たとえば神功皇后は二倍年暦換算すればせいぜい六世紀の人物の筈なのに、あたかも神功皇后を三世紀の人物であるかのごとく扱っている。すなわち、「神功皇后紀」に『魏志倭人伝』の三世紀の記事を引用している。

その同じ「神功皇后紀」に卑弥呼の時代と近肖古王の時代とが百年以上も違うのに、同じ時代のように扱っている。このような例はほかに

も知られている。

したがって「継体紀」の執筆者が引用した辛亥年が531年のことか否かは直ちに決めがたい。重要なのは「日本の天皇、皇太子、皇子皆死去」といった古代史上類例をみない大惨劇が本当に存在したか否かがポイントとなる。そうはいつても辛亥年を無限に拡散させてはいけない。「継体紀」の執筆者はこの事件を継体天皇の崩御年のこと、すなわち6世紀の記事のこととして注記している。そこで私はせいぜい一巡後の辛亥年（591年）だけにとどめたい。つまり531年から591年という60年間に極限しておきたい。この極限された60年間に本当に「日本の天皇、皇太子、皇子皆死去」などという未曾有の大事件が起きているだろうか

15 実年代で検証する「皆死去」

では、「日本の天皇、皇太子、皇子皆死去」という事実は存在するであろうか。

『百濟本記』が記す「日本天皇及太子皇子俱崩薨」なる記事は尋常でない。もしも事実なら日本古代史上類例をみない大惨劇と断じてよかろう。海外史書でさえ特記したこんな大事件が日本国内の伝承に全くないということは考えられない。

もしも事実なら、我が国の史書である『日本書紀』の全記述の中のどこかに記されている筈である。記されていないとおかしい。

ただし、『日本書紀』の記事ならどこであっても構わない、というわけにはいかない。第5表の実年代推計に当てはめて531～591年の間に限定される。

検証という性格上、このわずか60年の間に日本古代史上未曾有と云ってよい惨劇が起きていなければならない。厳しいようだが、この期間に何事も起きていなければ、実年代推計に欠陥があることになる。自分が作成した第5表を私自ら否定するようだがやむを得ない。

では、早速531～591年の間に崩御した天皇を第5表の実年代推計から拾い出してみよう。これまでの検証でA案は不可、B案可という結果が出ているのでB案について示そう。

第5表 実年代推計

代	天皇名	古事記崩御年	実年代推計(P)	崩御年差(S)	S÷2	推計実年	
						(A案)	(B案)
1	神武	戊寅(書紀)	(78)	(240)	120	341	384
2	綏靖	—					
3	安寧	—					
4	懿德	—					
5	孝昭	—					
6	孝安	—					
7	孝靈	—					
8	孝元	—					
9	開化	—					
10	崇神	戊寅年十二月	318	37	18.5	461	504
11	垂仁	—					
16	仁徳	丁卯年八月	427	5	2.5	515	558
17	履中	壬申年正月	432	5	2.5	518	561
18	反正	丁丑年七月	437	17	8.5	520	563
19	允恭	甲午年正月	454	35	17.5	529	572
20	安康	—					
21	雄略	己巳年八月	489	38	19	546	589
22	清寧	—					
23	顕宗	—					
24	仁賢	—					
25	武烈	—					
26	継体	丁未年四月	527	8	4	565	608
27	安閑	乙卯年三月	535	49	24.5	569	612
28	宣化	—					
29	欽明	—					
30	敏達	甲辰年四月	584	3	1.5	594	637
31	用明	丁未年四月	587	5	2.5	595	638
32	崇峻	壬子年十月	592	36 (12)	18 (6)	598	641
33	推古	戊子年三月	628			604	659
34	舒明	在位 13年					—
35	皇極	在位 3年					—
36	孝徳	在位 10年					—
37	斉明	在位 7年					—
38	天智	実質在位 10年					—
39	弘文	在位 1年					—
40	天武	在位 14年				690	690
41	持統	持統 6年					—

- 注1 推計実年（A案）は基準年を604年（推古12年）として算出。
 2 推計実年（B案）は基準年を690年（持統4年）として算出。結局A案+43年。
 3 神武天皇は古事記に崩御年不記述。日本書紀では戊寅年崩御になる。崇神も戊寅年崩御。神武の崩御年は両天皇の崩御差を120年と仮定して算出したひとつの参考値（本文参照）
 4 弘文天皇は『日本書紀』では即位していない。

A案も参照したい向きは各自確認されたい。

531～591年崩御の天皇（B案）

天皇名	崩御年	備考
応神天皇	542年	
仁徳天皇	558年	
履中天皇	561年	
反正天皇	563年	
允恭天皇	572年	
安康天皇	—	不明
雄略天皇	589年	

以上七天皇が該当する。果たしてこの極限された七天皇の時期に「日本天皇及太子皇子俱崩薨」と記されるような大事件が起きているのだろうか？。

調べてみると、起きていた。紀にかけて、骨肉の、血で血を洗う凄惨な惨殺事件が次々と記されている。

- a 允恭天皇の太子だった木梨軽皇子は、弟の穴穂御子（後の安康天皇）と軍事対決して自殺する。
- b 天皇に即位した安康は、臣下の讒言（嘘）を真に受け叔父の大草香皇子を惨殺。
- c 大草香皇子の遺児となった眉輪王は父の仇と聞いて安康天皇を刺殺。
- d 天皇惨殺の大事を受け大泊瀬皇子（後の雄略天皇）は二人の兄（八鈞白彦皇子と坂合黒彦皇子）を疑い、相次いで惨殺。
この過程で安康天皇の直接の刺殺者が眉輪王であることを知り、同王をも惨殺。
- e 大泊瀬皇子は従兄の市辺押磐皇子が安康天皇の皇位継承の意志を抱いていることを知り、狩りに誘い出して謀殺。

以上、まさに、『百済本記』に記された「日本の天皇、皇太子、皇子皆死去」さながらの大惨事が起きていたのだ。これら一連の事件は数年以内という超短期間に相次いで発生している。允恭天皇の太子だった木梨軽皇子の自殺が允恭天皇崩御の翌年（573年）だったとする

と、一連の惨劇は3、4年の間に発生したことになる。『日本書紀』が記す雄略天皇の在位は24年間であるから2倍年暦で12年。

雄略天皇の崩御年は589年。したがって雄略天皇の即位は577年（589年－12年）より前となる。つまり、一連の惨劇は573～577年の間に発生したことになる。まさに『百済本記』の「日本天皇及太子皇子俱崩薨」という表現にぴったりなのである。

むろんこんな大惨事は記紀の全記事に拡大してみても全く見いだせない。第5表の実年代推計が正鵠を射ているのをここでもまた思い知らされたのである。

ところで、『日本書紀』の執筆者が『百済本記』から引用した「日本天皇及太子皇子俱崩薨」という記事は、継体天皇の崩御の段に置かれている。しかしながら、この記事は、継体天皇ではなく、雄略天皇の崩御に際して引用されるべきものであったことが分かる。

『日本書紀』の執筆者が本来は雄略天皇の崩御に際して引用されるべきだった『百済本記』の記述を継体天皇の崩御の段に置き、継体天皇の崩御年を『百済本記』に従って辛亥年としたため、起きた奇妙な問題がある。次の代の安閑天皇は継体天皇の崩御の年と同じ年に即位したと明記している。すなわち辛亥年から3年後の甲寅年に即位したと記している。辛亥年では同年即位どころか3年も離れてしまう。が、この問題も或本（国内史料）にしたがって継体天皇の崩御を甲寅年と理解すればぴったり一致する。『日本書紀』の執筆者が後世に託した継体天皇の崩御年は、甲寅年が正しいと回答することができよう。「日本の天皇、皇太子、皇子皆死去」をめぐって検証を行った結果、このような別の謎が思いも及ばぬ形で解決されたのは幸甚である。

ただし、『日本書紀』の著者は二倍年暦に気づいている様子が全くない。それどころか年代を2倍以上引き延ばしている。このため、『日本書紀』の著者が参照した或本による甲寅年そのものが正しいか否か私には判断できない。

以上で第3の検証は終了である。が、ここで少々付言しておこう。

先に、私は稲荷山古墳の鉄剣銘に刻まれた「シキノミヤ」に在世した獲加多支鹵大王を追求し

た。その結果その大王を記紀の中に発見し、息が止まるほど驚いた、と記した。今回はそこまでの驚きはなかった。というのは、最初に記紀を通読したとき、今述べた凄惨な惨劇は否が応でも強烈な印象として残り、継体紀に記されたこの惨劇は継体天皇のことではなく、雄略天皇のことではないか、と直感していたからである。もっとも、惨劇の時期が復元された実年代の網に寸分の狂いもなく、とっていいほどのもの見事に引っかかって来るとは思ってもいなかった。現実にはこうして引っかかってみると、やはり非常な驚きである。

考えてみれば網に引っかかってくるのはむしろ当然と言っていいのかもしれない。『百済本記』などの海外史料は実年代によって記述されている。だからこそ、『日本書紀』の執筆者たちは、当該年代にはこんなことがあった、という形で、『魏志倭人伝』や『百済本記』の記事を引用しているわけである。だが、『日本書紀』が割り振った年代は架空の年代である。そこで、『日本書紀』の年代をいったん廃し、復元された実年代に置き換えてやればいい。そうすれば史実の正しい生起年代がよみがえってくるのは当然に相違ない。

以上、「獲加多支鹵大王」問題、「倭の五王」問題に続いて、今回の検証でもまた、第5表のB案が史実によく合致していることが証明されたと考えてよからう。

最後に一点気になることがある。『百済本記』の辛亥年は検証によって531年ではなく、591年であることが明らかになった。このミスの原因は他の記事でも干支計算を一巡、二巡とミスっているので、『日本書紀』に起因すると考えていいだろう。が、むしろ『百済本記』の誤記ということも考えられる。現実には『百済本記』なる史書は失われているので、原文に当たって確認することができない。後世、何らかの形で確認できれば私としても本望である。

それより気になるのは、雄略天皇の崩御年である。『百済本記』からの推定では591年である。『古事記』の伝承から導いたB案でいくと589年である。つまり2年の差がある。2年の差は物の数ではないともいえようが、私としては気になる。

この原因は色々考えられる。

雄略天皇の崩御が百済側に伝わったのが2年後という見方がひとつ。雄略天皇の時代は2倍年暦の真っ最中なので、干支がずれる可能性がひとつ。第5表B案自体がずれている可能性がひとつ。いずれ誤差の範囲と考えてもいいが、倭の五王の際の実年代があまりにぴったりだったので、少し残念な思いが残るのである。

B案は持統6年(690年)を起点とした実年代案である。起点を4年繰り下げて持統10年(694年)とすればぴったりだが、根拠もなく繰り下げれば、牽強付会のそしりを免れない。新証拠などに基づいてB案に微調整が施されるなら私としても本望である。後学の士に期待したい。

今回は『隋書』倭国伝にかかる、あの有名な倭王「多利思比孤」の謎を取り上げ、第5表B案に照らしてどんな結果をもたらすか検証してみたい。

ひろば

日本随筆大成〈第3期〉第13巻『塩尻』 (巻之二十四 皇年代記抜抄)について

瀬戸市 林 伸禧

1 はじめに

「古代逸年号」を様々な文献から採集していたところ、吉川弘文館発行の『日本随筆大成 新装版〈第3期〉』第13巻の『塩尻』に、誤り(底本・印刷の誤り)を発見しました。

発行者の吉川弘文館にその旨指摘したところ
「御指摘の通りと存じますので、今後、重版の折りには訂正する方向で検討させていただきます」

との回答を得ましたので、お知らせします。

2 『日本随筆大成 新装版〈第3期〉』第13巻の『塩尻』の問題点

「塩尻1」(巻之二十四 皇年代記抜抄、492～494頁)の古代逸年号に関する記述に

① 継体年号善記始也〔云々〕、
〔是継体帝即位十六年を善記元年とす〕
善記四〔壬子〕 (※ 〔 〕 書は細字)
と記載されています。

『日本史年表』(歴史学研究会編、岩波書店発行)で確認すると、

- ・継体16年は、西暦522年で、干支は「壬寅」です。
- ・522年前後で、干支が「壬子」の西暦は、「472年の雄略15年(※三正綜覧による)」か、または「532年の空位時代」に当たります。

なお、『二中歴』を始めとする古代逸年号関係の文献では、善記元年の干支はすべて「壬寅」です。

② 次に記載されている「正和五〔丙子〕」を確認すると

- ・正和元年(善記5年)は、継体21年で西暦527年、干支は「丙午」です。
- ・527年前後で、干支が「丙子」である西暦は、556年(欽明17年)、又は616年(推古24年)です。
- ・『二中歴』等の古代逸年号関係文献では、正和元年は「丙午」です。

このように、「善記」・「正和」元年に対する干支が正しく記載されていないことが判明しました。

③ 次に記載されている、「教到〔辛亥〕」については

- ・教到元年(善記4年+正和6年)は、継体25年で西暦531年、干支は「辛亥」です。
 - ・また、『二中歴』等の古代逸年号関係文献でも、教到元年は「辛亥」です。
- 「教到」年号の場合には、一致しています。

以上のことから、干支が正しく掲載されているか否かを確認するため、『二中歴』・『海東諸国記』及び『如是院年代記』と比較したところ、次の年号について、元年干支の記載が違っていました。(『二中歴等』と『塩尻』の年号・干支比較表参照)

善記四〔壬子〕、正和五〔丙子〕、
兄弟一〔戊子〕、金光六〔庚子〕、
鏡常四〔辛巳〕、吉貴七〔甲子〕、
景繩五〔戊子〕

3 日本随筆大成 新装版 〈第3期〉第13巻の『塩尻』の底本

平成7年発行の『塩尻』の解題では
今回収録のものは、右帝国書院本の底本となつた、内閣文庫蔵の百巻本をも参看した。と掲載されていました。

また、帝国書院発行の『塩尻 上巻』(明治40年発行)の「塩尻序」で

内閣文庫所蔵の百冊本を底本とし、更に諸本を以て之を對校して將に活刷に付せんとし、來りて予に其序を求められる。

と掲載されていました。

このことから、底本は「内閣文庫本」と判明しました。

4 内閣文庫本の問題点

『塩尻』の底本「内閣文庫本」と「名古屋市逢左文庫本」、「愛知県刈谷市中央図書館本」(以下、「内閣本」、「逢左本」、および「刈谷本」という。)とを比較すると、「内閣本」には書写の誤りがあることが判明しました。その状況は次のとおりです。

(「写本『塩尻』(「皇年代記抜抄」対比表)参照)

(1) 「寅」の略字である。「刀」を「子」と誤認しています。

「逢左本」及び「刈谷本」では、「寅」の略字である「刀」が書写されています。

「刀」書体を「子」書体と誤認したようです。

なお、「逢左本」、「刈谷本」では、「善記四壬子」等の「子」と「命長七庚子、白雉九壬子」の「子」とでは書体が異なります。

すなわち、

善記四〔壬子〕→善記四〔壬寅〕
兄弟一〔戊子〕→兄弟一〔戊寅〕
吉貴七〔甲子〕→吉貴七〔甲寅〕
金光六〔庚子〕→金光六〔庚寅〕
景繩五〔戊子〕→景繩五〔戊寅〕

でありました。

(2) 「午」書体を「子」書体と誤認しています。

「刈谷本」では「午」と明確に書写されています。すなわち、

正和五〔丙子〕→正和五〔丙午〕

でありました。

『二中歴、海東諸国記、如是院年代記院』と『塩尻』の年号・干支比較表

二中歴			海東諸国記			如是院年代記				塩 尻				備 考	
年 号	使用期間	元年干支	年 号	使用期間	元年干支	年 号	使用期間	元年干支	干支コード	年 号	使用期間	元年干支	干支コード	干支相違点	その他
継体	5	丁酉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	丁酉：34	
善記	4	壬寅	善記	4	壬寅	善記	4	壬寅	39	善記	4	壬子	49	子×寅	
正和	5	丙午	正和	5	丙午	正和	5	丙午	43	正和	5	丙子	13	子×午	
教到	5	辛亥	発到	5	辛亥	教到	5	辛亥	48	教到	5	辛亥	48		
僧聴	5	丙辰	僧聴	5	丙辰	僧聴	5	丙辰	53	僧聴	5	丙辰	53		
明要	11	辛酉	同要	11	辛酉	明要	11	辛酉	58	明要	11	辛酉	58		
貴楽	2	壬申	貴楽	2	壬申	貴楽	2	壬申	09	貴楽	2	壬申	09		
法清	4	甲戌	結清	4	甲戌	法清	4	甲戌	11	法清	4	甲戌	11		
兄弟	6(1)	戊寅	兄弟	1	戊寅	兄弟	1	戊寅	15	兄弟	1	戊子	25	子×寅	
蔵和	5	己卯	蔵和	5	己卯	蔵和	5	己卯	16	蔵知	5	己卯	16		
師安	1	甲申	師安	1	甲申	師安	1	甲申	21	師安	1	甲申	21		
和僧	5	乙酉	和僧	5	乙酉	知僧	5	乙酉	22	知僧	5	乙酉	22		
金光	6	庚寅	金光	6	庚寅	金光	6	庚寅	27	金光	6	庚子	37	子×寅	
賢接	5	丙申	賢接	5	丙申	賢称	5	丙申	33	賢称	5	丙申	33		
鏡当	4	辛丑	鏡当	4	辛丑	鏡常	4	辛丑	38	鏡常	4	辛巳	28	巳×丑	
勝照	4	乙巳	勝照	4	乙巳	勝照	4	乙巳	42	勝照	4	乙巳	42		
端正	5	巳酉	端正	5	巳酉	端正	5	巳酉	46	端正	5	巳酉	46		
告貴	7	甲寅	従貴	7	甲寅	吉貴	7	甲寅	51	吉貴	7	甲子	01	子×寅	
願転	4	辛酉	煩転	4	辛酉	願転	4	辛酉	58	願転	4	辛酉	58		
光元	6	乙丑	光元	6	乙丑	光充	6	乙丑	02	光永	6	乙丑	02		
定居	7	辛未	定居	7	辛未	定居	7	辛未	08	定居	7	辛未	08		
倭京	5	戊寅	倭京	5	戊寅	倭景繩	5	戊寅	15	景繩	5	戊子	25	子×寅	
仁王	12	癸未	仁王	6	癸未	仁王	6	癸未	20	仁王	6	癸未	20		
—	—	—	聖徳	6	己丑	聖徳	6	己丑	26	聖徳	6	己丑	26		
僧要	5	乙未	僧要	5	乙未	僧要	5	乙未	32	僧要	5	乙未	32		
命長	7	庚子	命長	7	庚子	命長	7	庚子	37	命長	7	庚子	37		
常色	5	丁未	常色	5	丁未	常色	14	丁未	44	位常光	5	丁未	44		
白雉	9	壬子	白雉	9	壬子	—	—	—	—	白雉	9	壬子	49		
白鳳	23	辛酉	白鳳	23	辛酉	白鳳	23	辛酉	58	白鳳	23	辛酉	58		
朱雀	2	甲申	朱雀	2	甲申	朱雀	2	甲申	21	朱雀	2	甲申	21		
朱鳥	9	丙戌	朱鳥	9	丙戌	大化	6	丙戌	23	大化	6	丙戌	23		
—	—	—	—	—	—	大長	9	壬辰	29	大長	9	壬辰	29		
大化	6	乙未	大和	3	乙未	—	—	—	—	—	—	—	—	乙未：32	
—	—	—	大長	3	戊戌	—	—	—	—	—	—	—	—	戊戌：35	
大宝	3	辛丑	大宝	3	辛丑	大宝	3	辛丑	38	大宝	3	辛丑	38		

※1 干支コード：「甲子（01）～癸亥（60）」とした。

2 『塩尻』の「教到」年号の期間及び「僧聴」年号の期間・元年干支は、「宣化天皇僧聴元年即位」及び「明要」年号の元年干支から推定した。

3 『二中歴』の「兄弟」年号の期間欄の（）書きは異説。また、異説が正しい期間です。

<p>名古屋市逢左文庫本</p>	<p>舒明天皇</p>	<p>天智天皇 白鳳二十二年</p>	<p>天武天皇 白鳳十二年即位</p>	<p>持統天皇 朱雀二甲申 大化六年 大長九辰</p>	<p>文武天皇 大長六年即位 大寶三年 慶雲四年</p>	<p>— 後略 —</p>
<p>刈谷市中央図書館本</p>	<p>舒明天皇</p>	<p>天智天皇 白鳳二十三年</p>	<p>天武天皇 白鳳十二年即位</p>	<p>持統天皇 朱雀二甲申 大化六年 大長九辰</p>	<p>文武天皇 大長六年即位 大寶三年 慶雲四年</p>	<p>— 後略 —</p>
<p>内閣文庫本</p>	<p>舒明天皇</p>	<p>天智天皇 白鳳廿三年</p>	<p>天武天皇・白鳳十二年即位</p>	<p>持統天皇 朱雀二甲申 大化六年 大長九辰</p>	<p>文武天皇 大長六年即位 大寶三年 慶雲四年</p>	<p>— 後略 —</p>

<p>名古屋市逢左文庫本</p>	<p>敏達天皇 金光二年即位 賢祿五丙 鏡常四辛 勝照四乙</p>	<p>用明天皇 勝照二年即位 宗峻天皇 端正五巳</p>	<p>推古天皇 吉貴七甲 願轉四辛 光永六乙 定居七辛 仁王六癸</p>	<p>舒明天皇 聖德六巳 僧要五乙 命長七庚子 皇極天皇 命長三年即位 孝德天皇 命長六年即位 常光五丁 白雉九壬</p>
<p>刈谷市中央図書館本</p>	<p>敏達天皇 金光二年即位 賢祿五丙 鏡常四辛 勝照四乙</p>	<p>用明天皇 勝照二年即位 宗峻天皇 端正五酉</p>	<p>推古天皇 吉貴七甲 願轉四辛 光永六乙 定居七辛 仁王六癸</p>	<p>舒明天皇 聖德六巳 僧要五乙 命長七庚子 皇極天皇 命長三年即位 孝德天皇 命長六年即位 常光五丁 白雉九壬</p>
<p>内閣文庫本</p>	<p>敏達天皇 金光二年即位 賢祿五丙 鏡常四辛 勝照四乙</p>	<p>用明天皇 勝照二年即位 宗峻天皇 端正五巳</p>	<p>推古天皇 吉貴七甲 願轉四辛 光永六乙 定居七辛 仁王六癸</p>	<p>舒明天皇 聖德六巳 僧要五乙 命長七庚子 皇極天皇 命長三年即位 孝德天皇 命長六年即位 常光五丁 白雉九壬</p>

<p>写本『塩尻』（皇年代記抜抄）対比表</p>		<p>※囲みは作成者</p>	
<p>名古屋市逢左文庫本</p>	<p>前略</p>	<p>劉谷市中央図書館本</p>	<p>前略</p>
<p>欽明天皇日本年号善記始云云 <small>是德祚帝即位十七年</small> 善記四壬 正和五丙子 教例 辞</p>	<p>欽明天皇日本年号善記始云云 <small>是德祚帝即位十七年</small> 善記四壬 正和五丙子 教例 辞</p>	<p>繼躰天皇日本年号善記始云云 <small>是德祚帝即位十七年</small> 善記四壬 正和五丙子 教例 辞</p>	<p>繼躰天皇日本年号善記始云云 <small>是德祚帝即位十七年</small> 善記四壬 正和五丙子 教例 辞</p>
<p>安閑天皇教例四年即位云</p>	<p>安閑天皇教例四年即位云</p>	<p>安閑天皇教例四年即位云</p>	<p>安閑天皇教例四年即位云</p>
<p>宣化天皇僧聽元年即位 僧聽五丙</p>	<p>宣化天皇僧聽元年即位 僧聽五丙</p>	<p>宣化天皇僧聽元年即位</p>	<p>宣化天皇僧聽元年即位</p>
<p>欽明天皇 護國灵驗威力神通大自在王菩薩<small>八幡</small> 明要十 醉貴樂二<small>申</small> 法清四<small>申</small> 兄弟一戊 藏知五<small>巳</small> 卯師安一<small>申</small> 知僧五<small>乙酉</small> 金光六庚子</p>	<p>欽明天皇 護國灵驗威力神通大自在王菩薩<small>八幡</small> 明要十一 辛酉貴樂二<small>壬申</small> 法清四<small>甲戌</small> 兄弟一戊 藏知五<small>巳</small> 卯師安一<small>甲申</small> 知僧五<small>乙酉</small> 金光六庚子</p>	<p>欽明天皇 護國灵驗威力神通大自在王菩薩<small>八幡</small> 明要十 醉貴樂二<small>申</small> 法清四<small>申</small> 兄弟一戊 藏知五<small>巳</small> 卯師安一<small>申</small> 知僧五<small>乙酉</small> 金光六庚子</p>	<p>欽明天皇 護國灵驗威力神通大自在王菩薩<small>八幡</small> 明要十一 辛酉貴樂二<small>壬申</small> 法清四<small>甲戌</small> 兄弟一戊 藏知五<small>巳</small> 卯師安一<small>甲申</small> 知僧五<small>乙酉</small> 金光六庚子</p>

(3) 「丑」書体を「巳」書体と誤認しています。

「逢左本」での「鏡常四辛丑、聖徳六己丑、大宝三辛丑」の「丑」は、同じような書体ながら、「内閣本」では「鏡常辛巳」、「大宝三辛丑」と書き分けています。

また、「刈谷本」では、「鏡常四辛丑、大宝三辛丑」の「丑」が同じような書体です。

このことから

鏡常四〔辛巳〕→鏡常四〔辛丑〕

でありました。

(4) また、干支にコード番号を付して干支の順位を確認したところ、誤りが判明できました。

5 その他「印刷」上の誤り

「位常光 五 丁未」と印刷されていますが、「逢左本」、「刈谷本」及び「内閣本」では「常光」です。

また、帝国書院発行の『塩尻 上巻』も「常光」です。すなわち、

「位常光 五 丁未」→「常光 五 丁未」で、誤植がありました。

6 おわりに

他の文献でも、十二支の「刀（寅）」を誤読していた事例（甚目寺町史）がありました。

また、活字本（翻刻本）の場合は、念のため、活字本の底本である古写本（数種類）を確認する必要があることとなりますが、実際問題として、私にとっては大変困難なことと思います。

書 評

『なかつた—真実の歴史学—』(第五号)収録

「神武が来た道」(最終回)伊東義彰氏著を読んで

岐阜市 竹内 強

この労作は、すでに古田史学の会発行の『古代に真実を求めて』第8集に収録された同名論文、及び同第9集に収録された「北部九州の弥

生大墓」で発表されたものを補正加筆されたものです。

『なかつた』第2号から第5号まで4回に亘って連載され、今回が最終回ということです。

今号では、神武が吉野の宇陀から奈良盆地へ侵入し磐余^{イワシ}に定着するまで、さらに近畿天皇家が奈良盆地を平定するところまで論じています。

戦後、津田左右吉を始め多くの歴史学者が、神武神話は「記紀」編者の創作であるといってきました。現在もこれが定説となっています。こうした考えの根拠のひとつとなっているのが、神武に続く二代綏靖から九代開化までの八代の天皇を「欠史八代」と呼び、なんら業績を書かないのは架空である証拠であり、これらの天皇はその在位期間だけが必要であったということです。「欠史八代」が架空であれば神武もまた存在しないということです。

今回、伊東氏は奈良盆地平定こそが「欠史八代」の天皇の業績であることをそれぞれの宮居、陵墓さらに婚姻関係から明らかにしています。では、なぜ「記紀」編者はこうした業績を説話としてこれらの天皇の代に記述しなかったのか。この疑問に伊東氏は次のように答えています。

『古事記』・『日本書紀』は、日本列島を支配する唯一正統な血筋は神武の子孫である。この大儀名分によって書かれている。……

しかも日本列島は、天照大神の意思により神武のときにはすでにその支配の下にあったという大義名分のうえに立っています。……

ところが、神武は奈良盆地の一隅を領域とする一豪族、それも地位の不安定な外来豪族に過ぎません。……

近畿天皇家こそが日本列島を支配する唯一無比の正統な血筋であることを主張するために、奈良盆地平定のために奔走した二代から九代までの伝承を説話として敢えて記述しない道を選んだのでしょう。」

と説明しています。更に、

「説話のない天皇についての記紀をよんだ天皇や皇族、貴族たちは、不審を抱かなかつたのだろうか。訂正をした形跡がないところをみると、誰も不審をいだいていない。彼等は欠史八代につ

いての事情を初めから知っていた。」

20年前に古田武彦氏の『古代は輝いていたⅡ—日本列島の大王たち—』を読んで、それまでの神武神話と呼ばれた定説を信じてきた私はカルチャーショックを受けたことを今もおぼえています。しかし、それでも欠史八代についてはこれまでの定説のように考えていました。

伊東氏のこの一文を読んで目から鱗というところです、是非みなさんに読んでもらいたい論文です。また、この論文では近畿地方の古墳の源流や円筒埴輪の起源についても興味深く論じています。一読の価値あります。

『なかつた』第5号ではこの他にも古田武彦氏の「大化の改新」批判も読み応えのある論文です。

ところで、残念なことに古田氏自身が直接編集に携わってきた『なかつた』が、次回第6号でしばらく休刊になると聞きました。

毎号わくわくして待っていた読者としては残念でなりません、古田氏がこの本を超えるような仕事を計画しておられるとのことですので、いつかそう遠くない日に第7号が出版されること期待したいと思えます。

6月例会報告

○ 加藤勝美氏の「古代史の再検討」について 名古屋市 石田敬一

毎月「東海の古代」93～95号で発表された「古代史の再検討」についての疑問・問題点等を提示された。

○ 古代史の再検討(4)—絶対年代の復元— 名古屋市 加藤勝美

「東海の古代」96号で発表した内容を説明された。

○ 『二中歴』の「継体年号」について後 瀬戸市 林 伸禧

『二中歴』年代歴に記載されている「継体」年号についての実在説(古田武彦、兼川晋・非実在説(丸山晋司)を説明され、実在説が妥当ではないかと述べられた。

○ 「横穴式石室」について

岐阜市 竹内 強

両面宿儺すくな伝説がある岐阜県飛騨地方にある古墳の墓制(横穴式石室)は、北部九州で発達したものであるとの論文を紹介された。

○ 愛知県豊橋市の馬越長火塚古墳について 名古屋市 石田敬一

豊橋市美術博物館の学芸員は、東三河・穂の国は大和王朝の支配下にあったとの見解であるが、この古墳の特異性、出土物、横穴式石室などから九州、関東とのつながり、地域の独自性が垣間見られると報告された。

7月例会に参加を

日時: 7月13日(日) 午後1時30分～5時

場所: 名古屋市市政資料館(第1集会室)

Tel: 052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館: 12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下駐車場: 南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク: 南東角交差点の東、有料(40分200円)

参加料: 500円(会員無料)

今後の予定

7月例会: 7月13日(日) 名古屋市市政資料館

8月例会: 8月10日(日) 名古屋市市政資料館

例会は原則として毎月第2日曜日です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合は、なるべく「18部」をご用意します。